# 建設工事等競争入札心得

（昭和52年２月１日制定）
（昭和56年12月21日改正）　（平成21年10月１日改正）
（平成４年１月１日改正）　（平成22年４月１日改正）
（平成７年４月１日改正）　（平成25年10月１日改正）
（平成８年４月１日改正）　（平成27年４月１日改正）
（平成11年11月１日改正）　（平成29年４月１日改正）
（平成14年10月１日改正）　（平成31年４月１日改正）
（平成20年４月１日改正）　（令和２年５月11日改正）
（平成21年４月１日改正）　（令和４年４月１日改正）
（令和５年９月28日改正）　（令和８年４月１日改正）

（主　旨）

第１条　八尾市の建設工事等（物品購入及び委託・役務業務を含む。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）、契約に関する諸規定並びに本心得の定めるところによるものとする。

（入　札）

第２条　入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟知のうえ入札をしなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札参加者は、所定の日時までに指定の場所に出頭し、所定の書式により入札に参加しなければならない。なお、郵便入札の場合、入札書等は定められた方法で、入札公告又は通知に示した到達期限までに、指定する宛先に必着させなければならない。

３　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出させなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第３条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し

出るものとする。

⑴　入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

⑵　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

２　初度入札において参加者が１人の場合は、入札の執行を取りやめることができる。

３　再度入札において参加者が１人の場合は、入札の執行を取りやめることができる。

４　入札の執行に際して、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

（入札保証金）

第６条　入札参加者は、所定の日時までに指定の場所に規則第106条又は八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年八尾市規則第36号。以下「特例規則」という。）第104条で定める額の入札保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　入札保証金は、落札者に対しては、契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

３　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は本市に帰

属する。

４　入札保証金の納付を免除された場合で、落札者が契約を締結しないときは、違約金として規則第106条又は特例規則第104条で定める額に相当する額を徴収するものとする。

（無効の入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　入札参加の資格を有しない者のした入札

⑵　八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札

⑶　委任状を持参しない代理人のした入札

⑷　指定の日時に提出しなかった入札

⑸　入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

⑹　記載すべき事項のない入札

⑺　同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

⑻　同一入札について、入札者又はその代理人が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

⑼　同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札

⑽　入札者の商号又は名称、入札金額その他主要部分が識別しがたい入札

⑾　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

⑿　再度入札において、２回目以降の入札金額が、前回の最低入札金額以上である入札

⒀　明らかに連合によると認められる入札

⒁　入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

⒂　同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。））の関係が、次のアからオまでのいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の１者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る１者の入札は無効とはならない。

ア　親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ウ　一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

エ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

オ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑯　郵便入札において次のアからウまでのいずれかに該当する入札

ア　入札書等が入札公告又は通知に示した到達期限より後に到達した場合

イ　入札書等が指定された郵送方法で郵送されていない場合

ウ　入札書等の必要とされた書類が同封されていない場合

⑰　その他、入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第８条　落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の規定により当該入札価格では契約の履行ができないと判断される場合は落札者としない場合がある。

（再度入札）

第９条　開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　第７条の規定による無効の入札をした者及び第８条ただし書の規定により落札者とならない者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第11条　落札者は、落札決定後速やかに、規則第120条又は特例規則第104条で定める額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（契約書等の提出）

第12条　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　前項の規定にかかわらず、電子契約を行う場合においては、双方の電子署名の付与を実施するものとする。

（異議の申立）

第13条　入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、入札及び現場説明等についての不明を理由として異議を申し立てることは一切できない。